

特定計量器に係る規制の概要

1：はじめに - 「特定計量器」とは何か

(正しい計量を確保するための計量器への規制)

— 【特定計量器とは】 —

- 計量法で規制の対象となる計量器は計量法施行令で指定され、「特定計量器」と呼ばれています。特定計量器は、検定に合格しないと取引・証明に使うことはできません

「計量器」とは…「長さ」、「質量」、「時間」等「計量」の対象となる量（「物象の状態の量」）を「はかる」（計る、測る、量る）ための器具、機械又は装置のことをいいます

「特定計量器」…これらのうち、「構造」（計量器の基本的な構造や性能を示す基準）と「器差」（計量器の精度、許容される誤差）について守るべき技術基準を設定し、一定の行政コストをかけて検定を行う必要があるものを特定計量器として定めています

ただし、自重計、排ガス体積計などや家庭用計量器は、検定を受ける必要がありません

<参考> 特定計量器（18品目）の具体例：

タクシーメーター、質量計（非自動はかり、分銅等）、ガラス製温度計、ガスメーター、水道メーター、熱量計、電力量計、ガラス製体温計、アネロイド型血圧計、浮ひょうなど

「検定」とは…特定計量器の「構造」と「器差」について、検定検査規則（省令）で定める技術基準への適合性を、国、都道府県などが確認する計量法上の検査のことを言います。これに合格した計量器には、「検定証印」というマークが付されます

なお、検定に有効期限が定められている計量器もあります

< 特定計量器の例 >



はかり

水道メーター



タクシーメーター

— 【使用規制】 —

- ユーザーは、取引・証明に特定計量器を用いるときは、検定に合格したことを示す検定証印が付されたものを用いなければなりません

— 【罰則】 —

- 違反した場合は、罰則として6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられます

— < 譲渡等の制限 > —

- 特定計量器のうち、体温計と血圧計については、家庭で使用される場合など取引・証明に用いないものであっても、国内に販売等するものはすべて検定に合格したものとすることが義務付けられています

2 : はかりの例

はかりのユーザー

- ・小売業者(精肉売場等)、薬局、冶金業者、郵便局、産業廃棄物回収業者、運送業者、大学・公的研究機関又は企業等の研究所、等 多種多様

はかりのメーカー 約70社

- ・大手4社((株)イシダ、(株)タニタ、大和製衡(株)、(株)寺岡精工)で国内シェア60%以上

計量法による規制対象のはかり

- ・計量法の規制対象は『非自動はかり』(静止状態で計量するはかり)です
- ・全国で約100万台の非自動はかりが取引証明に使用されています
- ・なお、ベルトコンベアなど、動いている状態で計量するはかりを『自動はかり』と呼びますが、これについては計量法の規制対象外となっています



はかりの等級

- ・1級から4級までの精度等級があります
- ・1級が最も精度がよく、貴金属の取引などに使われます
- ・全体の9割が3級の精度等級のはかりで、小売業者等で使われています

はかりの検査

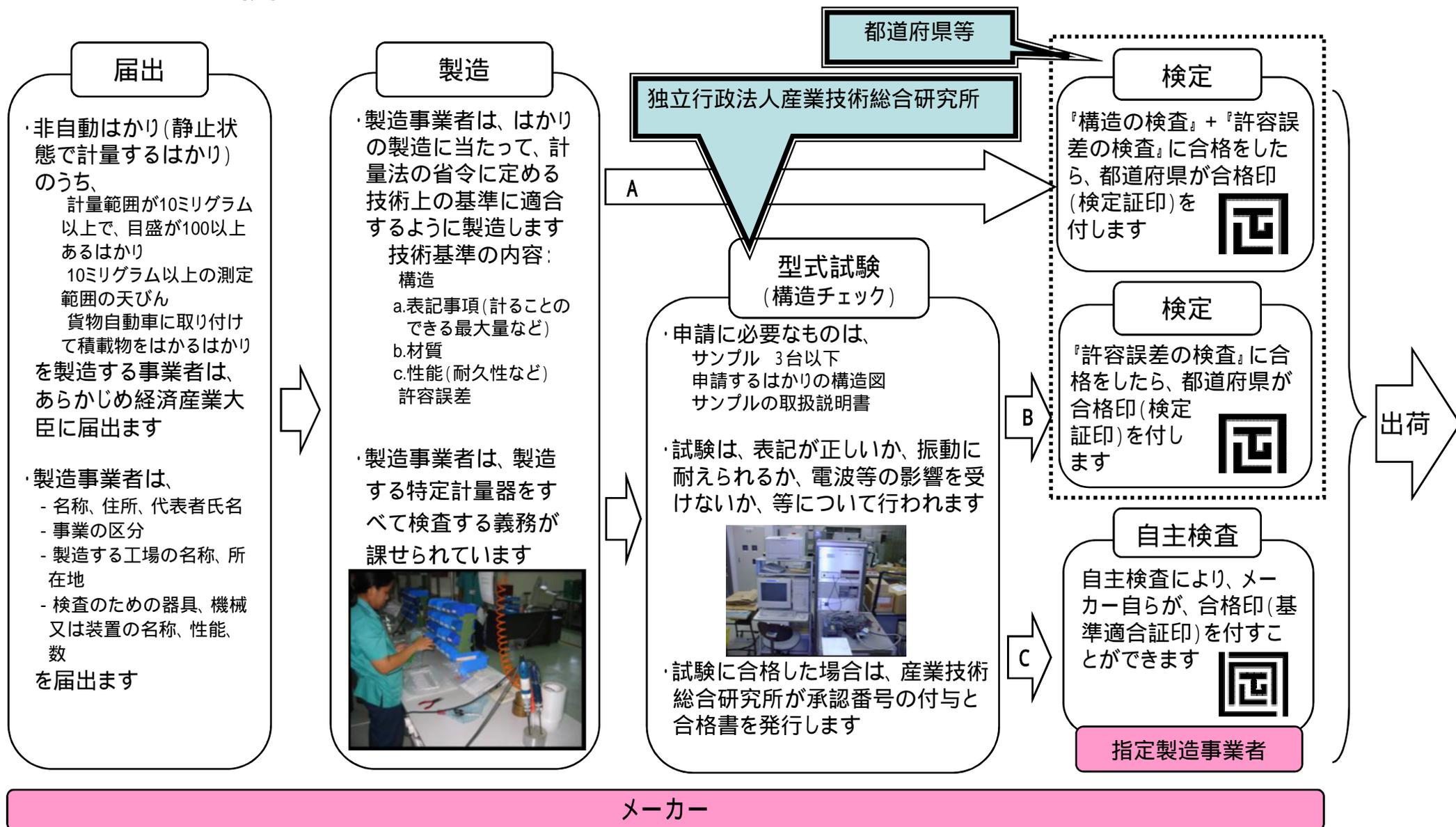
- ・はかりには検定の有効期間はありません
- ・ただし、2年に1度、許容誤差内に入っているかどうかの定期検査が義務づけられています

はかりの寿命

- ・現在主流の電気式の場合、約5年で新品に交換されます

2：はかりの例

～ 製造から市場に出るまで～

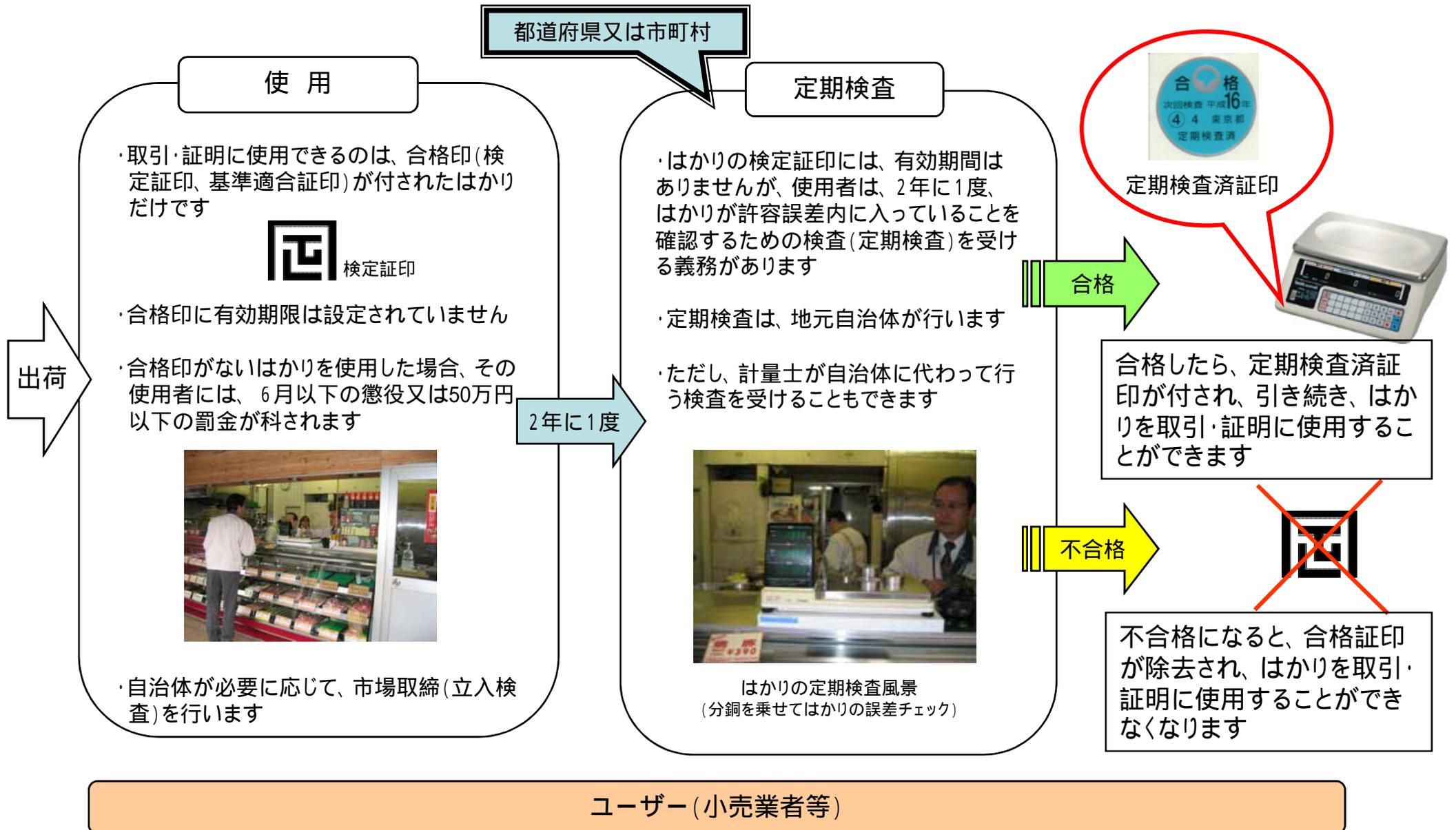


製造事業者は製造したはかりに検定証印(基準適合証印)を付すためには、A.都道府県等第三者による構造と許容誤差の検査を受ける、B.産業技術総合研究所による型式承認を受けた後に、都道府県等第三者による許容誤差の検査を受ける、C.産業技術総合研究所による型式承認を受けた後に、品質管理能力(ISO9000相当)を有する者として経済産業大臣から指定製造事業者の指定を受け、自主検査を行う。うちのいずれかの方法をとることができます。

天びん等は型式承認を必要としないため、検定において全数の構造試験と許容誤差の試験を受けます。

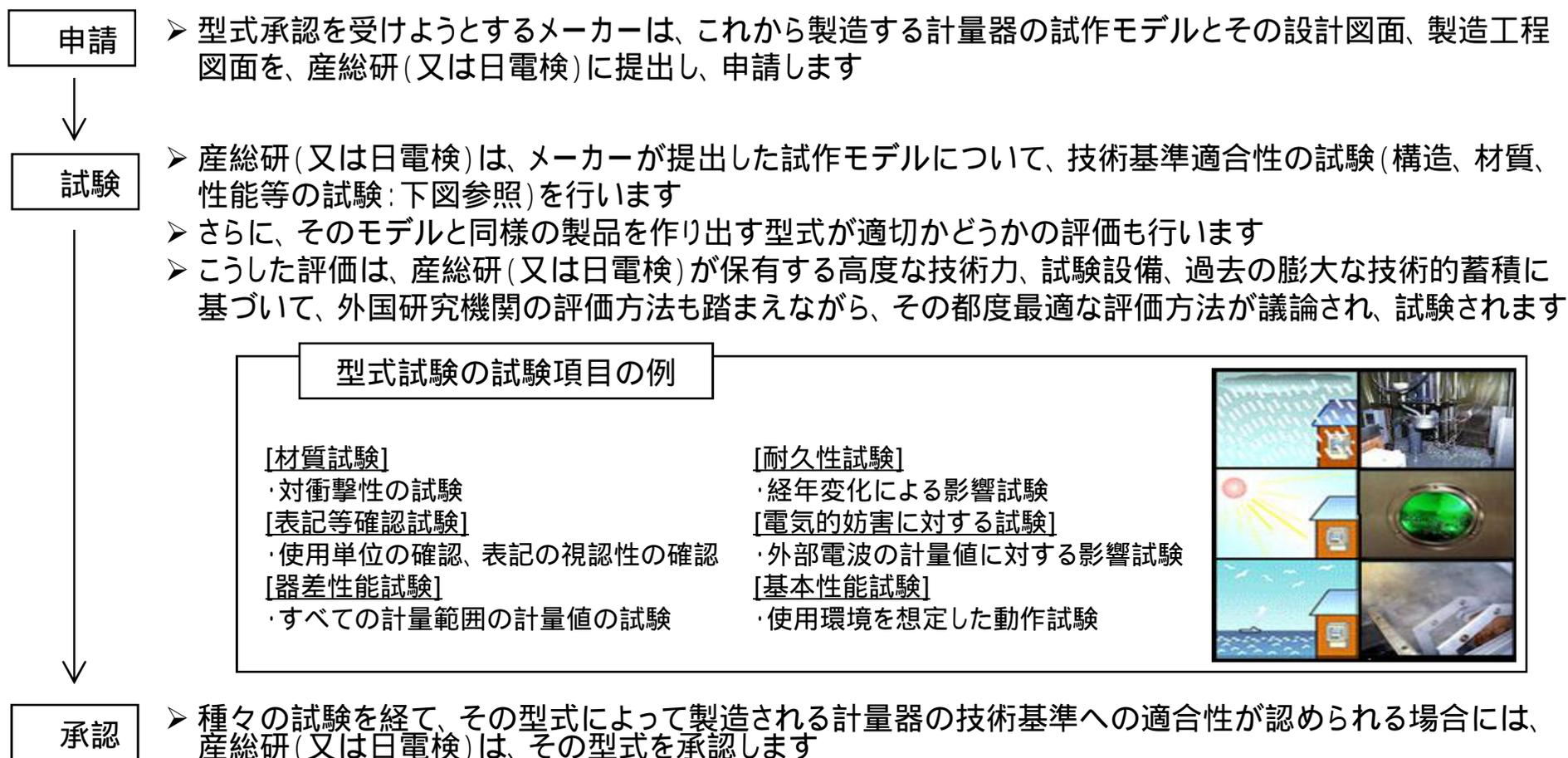
2 : はかりの例

～ 市場に出てから ～



3: (参考1)型式承認について

- ◆ 型式承認とは、複雑な構造を有する計量器の技術基準への適合性評価に当たり、同一の型式(タイプ)のものについて1個1個すべてを検査する代わりに、型式を試験・評価することで代替するものです。特に大量生産を行うメーカーにとってインセンティブとなる制度です
- ◆ 現在、型式承認は製品認証の分野において一般的な試験評価手続となっており、海外の計量器規制においても同様です
- ◆ 計量器規制の責任当局は、その国を代表して型式試験・承認を行うことで、計量器の技術的信頼性を国際的に確保し、貿易の円滑化を実現しています
- ◆ 我が国における型式承認の実施機関は、独立行政法人産業技術総合研究所(電気計器については日本電気計器検定所)です



4：(参考2) 指定製造事業者制度について

- ◆ ISO9000相当の優れた品質管理能力を有する計量器メーカーは、指定製造事業者の指定を受けることによって、自治体等が行う検定の受検を免除されます
- ◆ 指定製造事業者は生産から出荷までの工程が自社内で完結させることができるため、特に大量生産を行うメーカーにとってのインセンティブ制度となっています

【指定製造事業者の指定の手順】

指定製造事業者の指定を受けようとする計量器メーカーは、経済産業大臣に申請をします

計量器メーカーは、「品質管理システム(ISO9000に相当)」と「計量器製造の技術力」について、都道府県(電気計器については日本電気計器検定所)の審査を受けます。また、過去3か月間の計量器の製造実績についても確認をします

審査の結果、省令で定める指定製造事業者の満たすべき基準に適合すると認められる場合には、経済産業大臣は指定製造事業者の指定を行います

指定製造事業者は、自主検査で合格したものに合格印(基準適合証印:検定証印と同様の法的効果)を付すことができます

都道府県(電気計器については経済産業局)は、指定製造事業者が指定時と同様の品質管理を行っているかを確認するため、定期的に事業者に入立検査をおこなっています

【指定製造事業者のメリット】

- ・ 計量器の検査は、自主検査で完了します(都道府県の検定を受ける必要はありません)
- ・ これにより、製造から出荷までのスケジュール管理が容易になります
- ・ 検定手数料が不要となるため、計量器を大量生産する場合には、コスト削減になります
- ・ 品質管理を行っているメーカーとして対外的な信用が高くなります

通常の製造事業者と指定製造事業者の製造から出荷までの比較

